

# 峡南南部地域における医療再編調査検討業務委託仕様書

## 1 業務名

峡南南部地域における医療再編調査検討業務

## 2 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、委託契約締結時には、受託候補者の提案を踏まえ、変更する場合がある。

## 3 目的

本業務は、峡南南部地域（山梨県南巨摩郡早川町、身延町及び南部町からなる地域）において、飯富病院、身延山病院、南部町国民健康保険診療所及び万沢診療所（医療施設群と言う。以下同じ）の適切な機能連携・役割分担により、地域住民に対しより効率的かつ有効な医療を提供するとともに、医療施設群の早期の経営改善を図るための解決策を提示するとともに、地域における自主的な協議・検討のための叩き台となる素案を抽出することを目的とする。

## 4 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで。

ただし、令和6年10月末日までに、7の業務内容（1）及び（2）に関する中間報告を行うこととする。

## 5 対象地域

峡南南部地域

## 6 対象医療施設群

名称：身延町早川町国民健康保険病院 一部事務組合立飯富病院

所在地：山梨県南巨摩郡身延町飯富1628

名称：公益財団法人 身延山病院

所在地：山梨県南巨摩郡身延町梅平2483-167

名称：南部町国民健康保険診療所

所在地：山梨県南巨摩郡南部町南部8050-1

名称：南部町国民健康保険万沢診療所

所在地：山梨県南巨摩郡南部町万沢3404-1

## 7 業務内容

業務の内容は以下のとおりとする。

### (1) 具体的な医療連携のあり方についてのデザイン

令和6年2月14日に締結した「医療連携に関する基本協定」（別添）に基づ

き、医療施設群の間の機能連携・医療再編のあり方について、その具体的な姿をデザインする。

特に、各医療施設の適切な役割分担（分担する医療機能、病床区分及び確保すべき病床数、診療科の構成、救急・手術・検査等への対応等）により、地域住民により効率的かつ有効な医療を提供するとともに、医療施設群の早期の経営改善を図ることを目指し、そのための方策について提案を行う。

(2) (1) を実現するために必要な医療提供体制の再構築の方向性

機能連携・医療再編のあり方を踏まえ、その早期の実現を図るための医療施設群の医療提供体制の再構築の方向性を明らかにする。

特に、各医療施設が保有する人員や財務環境、施設・設備等を段階的に再編成することを念頭に置いた上で、その時期や機序を明確にする。

(3) (2) を主要なリソースとする医療施設群の新たな管理運営方法の提案

医療施設群が有するヒトやモノを最大限に活用した新たな管理運営方法について、その時期や組織形態などを念頭においた具体的提案を行う。

特に、前掲「医療連携に関する基本協定」において規定された公設民営による管理運営方法について掘り下げるとともに、移行期を含めた管理運営のパフォーマンス向上策を提案する。

(4) その他、峡南南部地域において高度な医療連携を進めるための方策の提案

医療施設群による役割分担や新たな管理運営方法以外に、医療連携による医療提供体制の充実・強化を図る方策があれば、併せて提案する。

なお、当項目については選択的業務内容とする。

## 8 報告

受託者は、この事業の実施状況について、次により地域医療連携推進法人みなみやまなし事務局に報告する。

(1) 実績報告書の作成

受託者は、本事業の完了後10日以内に受託業務に係る実績報告書を地域医療連携推進法人みなみやまなし事務局へ提出するものとする。

別途、電子データ（CD-ROM）も提出すること。

(2) その他の報告業務

受託者は、地域医療連携推進法人みなみやまなし事務局から指示があった場合には、事業の実施状況について随時必要事項を報告するものとする。

## 9 再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。但し、一部についてあらかじめ書面により地域医療連携推進法人みなみやまなし代表理事の承認を得たときは、この限りではない。

## 10 守秘義務等

### (1) 受託者の責務

- ・ 受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、この事業に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。
- ・ 受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・ 受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

### (2) 個人情報収集の制限

- ・ 受託者は委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

## 11 特記事項

### (1) 本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。

### (2) 委託事業実施にあたっては身延町財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

### (3) 本事業を実施するにあたっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに地域医療連携推進法人みなみやまなし事務局に連絡すること。

### (4) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに地域医療連携推進法人みなみやまなし事務局に報告すること。

### (5) 成果品の納入前に事故が発生したときには、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を町に報告し、応急措置を加えた後、書面により地域医療連携推進法人みなみやまなし事務局に報告すること。

### (6) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて地域医療連携推進法人みなみやまなし事務局に帰属するものとする。

### (7) 本業務において打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し地域医療連携推進法人みなみやまなし事務局に提出すること。

## 12 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、地域医療連携推進法人みなみやまなし事務局と協議してこれを定めるものとする。